



# 青森県報

第十九百七十三号 平成十四年一月二十一日(月曜日)

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更 ..... (税務課) : 一
- 木材業者の登録 ..... (林政課) : 一
- 木材業者の登録の変更 ..... (同) : 二
- 公有水面埋立ての免許 ..... (漁港漁場整備課) : 二
- 海岸保全区域の指定の一部改正 ..... (港湾空港課) : 三

公 告

- 県営土地改良事業計画変更の決定 ..... (農村整備課) : 四

出先機関

- 土地改良区の役員の住所変更 ..... (東地方農林水産事務所) : 五

告 示

青森県告示第二十号

青森県木材業者登録条例(昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり木材業者の登録をしたので、同条第二項の規定により告示する。

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があつたので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木村守男

区分	名 称	代表者の名	事業所の所在地	変更年月日
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
山健商事株式会社	有限会社丸義商會	丹藤 義則	弘前市大字小比内四丁目二の一	平成 千・セ・一
工藤 雅生	丹藤 昭文	丹藤 元伸	丹藤 元伸	
井弘前市大字門外字村五〇の一	"	"	"	
二・六・三	二・四・一			

## 青森県告示第二十一号

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり木材業者登録簿の記載事項について変更をしたので、同条第二項の規定により告示する。

登録年月日	登録番号	氏名	住所	営業所又は工場
平成二年一月二三〇四六	東興林業株式会社 鈴木 幸雄	八戸市城下一丁目一八の三	八戸市城下一丁目一三の二〇	堀米商店
平成二年一月二三〇四六	東興林業株式会社 鈴木 幸雄	八戸市城下一丁目一八の三	八戸市城下一丁目一三の二〇	堀米商店
変更に係る事項		変更の内容		
登録の変更及び住所番地誤記登録の変更		変更前	変更後	
八戸市城下一丁目一八の五	其田 守雄	八戸市城下一丁目一八の三	鈴木 幸雄	年変月日更
平成二年一月二三〇四六	平成二年一月二三〇四六	平成二年一月二三〇四六	平成二年一月二三〇四六	

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木村守男

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木村守男

- 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年一月十日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。
- 青森市長島一丁目一の一  
青森県知事 木村守男
- 下北郡大間町大字大間字大間平五三地先公有水面

## 二 埋立区域

## 1 位置

下北郡大間町大字大間字大間平五三地先公有水面

## 2 区域

- 次の①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・六六八）及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- ①の地点 下手浜港東防波堤灯台（北緯四一度三一分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五）から一八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森県

3  
面積

- ②の地点 ①の地点から一四一度三一分〇一秒六〇・一メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から一二一度七分四一秒五〇・一メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から二〇度三八分三秒〇・九メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から一一一度一九分五一秒一六・二メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から一一一度一七分一八秒七・七メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から三一度二〇分三秒四五・九メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦の地点から二二一度六分一五秒一〇・〇メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から三一度二〇分三秒一二〇・〇メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から二二一度六分一五秒一四・〇メートルの地点  
 ⑪の地点 ⑩の地点から二二一度六分一五秒三四・〇メートルの地点

3  
面積

### 七、四四一・六四平方メートル

#### 三 埋立てに関する工事の施行区域

1  
位置

#### 下北郡大間町大字大間字大間平五三地先公有水面

2  
区域

- 次の①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしん功認可された埋立地と公有水面との境界線(T・P・プラス・〇・六六八)及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 下手浜港東防波堤灯台(北緯四一度三分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五)から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

地点

- ②の地点 ①の地点から一四一度三一分〇一秒六〇・一メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から一二一度七分四一秒五〇・一メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から二〇度三八分三秒〇・九メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から一二一度一九分五一秒二六・七メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から一一一度一七分一八秒七・七メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から二二一度六分一五秒一〇・〇メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦の地点から二二一度六分一五秒一〇・〇メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から三一度二〇分三秒一二〇・〇メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から二二一度六分一五秒三四・〇メートルの地点

一〇、二〇四・三三平方メートル  
 四 埋立地の用途  
 漁港施設用地

昭和四十七年十月五日青森県告示第七百三十六号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木村守男

三の(3)を次のように改める。

(3) 基点及び補助点の表示(角度は方位角とする。)

基点一

むつ市大湊新町一五五番地(北緯四一度一六分三四秒、東経一四

一度九分五八秒)の地点

基点二

基点一から二五四度〇〇分一五六メートルの地点

基点三

基点二から三四九度三〇分一五メートルの地点

基点四

基点三から二二八度三〇分三一七メートルの地点

基点五

基点四から二六八度〇〇分四五メートルの地点

基点六

基点五から二七八度〇〇分九〇メートルの地点

基点七

基点六から二八二度三〇分一〇六メートルの地点

基点八

基点七から一七五度三〇分五八メートルの地点

基点九

基点八から一七九度〇〇分九八メートルの地点

基点一〇

基点九から一八二度三〇分九三メートルの地点

基点一一

基点一〇から一八二度〇〇分八〇メートルの地点

基点一二

基点一一から一八五度〇〇分一四三メートルの地点

基点一三

基点一二から一七九度〇〇分三八メートルの地点

基点一四

基点一三から一八六度三〇分六〇メートルの地点

基点一五

基点一四から一九〇度三〇分一一二メートルの地点

基点一六

基点一五から一九五度〇〇分七九メートルの地点

基点一七

基点一六から一〇九度〇〇分一六三メートルの地点

基点一八

基点一七から一〇五度三〇分一二メートルの地点

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、市地区の農地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事  
木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 総覽の期間

平成十四年一月二十一日から同年二月十九日まで

—

市浦村役場

出先機闔

## 土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平館村土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年一月二十一日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

監 事	区役員 別の 氏 名	住 所	の住 年所 月變 日更
小鹿 左 工 門	旧 二 の 二 東 津 輕 郡 平 館 村 大 字 石 崎 字 弥 藏 釜 一 六		
	新 の 東 津 輕 郡 平 館 村 大 字 石 崎 字 弥 藏 釜 六 九	平成二・六・一	